

令和7年度

建設業取引適正化推進期間講習会

適正な施工体制

(監理技術者等の専任・兼任について)

中国地方整備局 建政部

1. 改正建設業法の施行について	2ページ
2. 建設業法における技術者制度	9ページ
3. 技術者の専任とは	17ページ
4. 専任配置の特例	25ページ
5. 営業所技術者等の特例	33ページ

※ 本研修資料は、本省建設業課・建設振興課作成資料をもとに中国地方整備局建設業法令遵守推進本部で編集した資料をもとに構成

1. 改正建設業法の施行について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年
全産業 508万円/年 (+3.1%) 1,956時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○**標準労務費の勧告**

・中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・勧告

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**

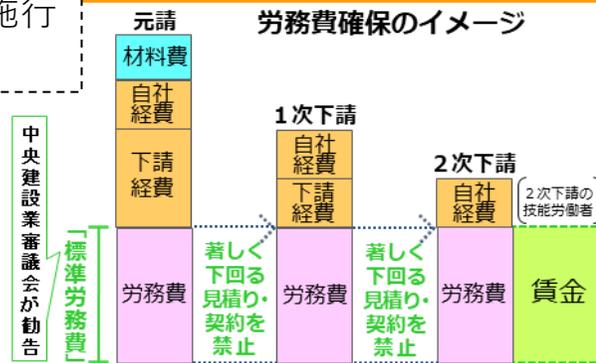
・著しく低い**労務費**等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告**・**公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

○**原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入

黄色部分：本年12月までの施行
それ以外：昨年中に施行

昨年施行により中建審に
作成権限が付与され、現在基準を作成中



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議**に応じる**努力義務**※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を**強化**(著しく短い工期による**契約締結**を受注者にも禁止)

○**ICTを活用した生産性の向上**

・**現場技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)

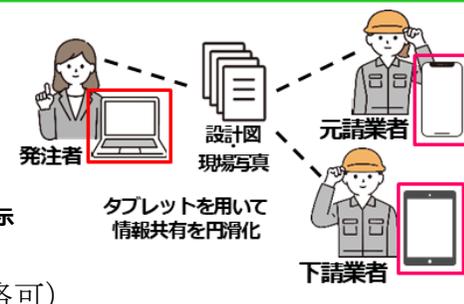
・国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



まとめ：「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」の禁止

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 <R6改正>

注文者

受注者

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

◆ 「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書

◆ 「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 <R6改正>

◆ 正当な理由がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>

◆ 受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>

◆ 「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 <R6改正>

◆ 取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

<「著しく低い労務費等」とした場合・・・>

- 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「原価割れ契約」を結んだ場合・・・>

- 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

中央建設業審議会 労務費の基準に関するワーキンググループ^o

構成

発注者側、受注者側、学識者等

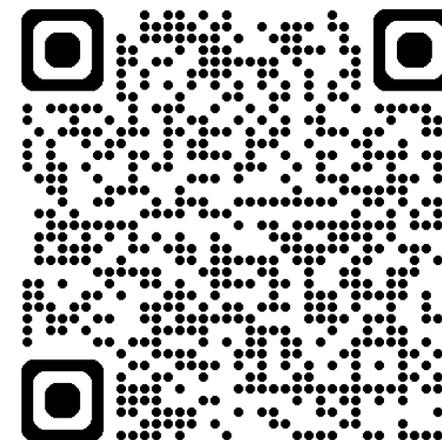
主な論点

- 労務費の基準の「実効性確保」
- 労務費の基準の「作成」
- 労務費の基準の「示し方」

スケジュール

- 昨年9月から本年8月まで9回にわたり開催
- 今後も随時開催予定

詳細はこちら



労務費の基準の「作成」の方針

労務費の基準については、以下の方針に沿って作成する。

(1) 「労務費の基準」の計算方法

- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
- **労務単価**については、**公共工事設計労務単価を適用**することとし、労務費の基準は、公共工事設計労務単価と同様、原則として都道府県別に示す。
- **歩掛**については、**国土交通省直轄工事で用いられている歩掛**（土木工事標準歩掛や公共建築工事標準単価積算基準等）**を活用**する。
 - ただし、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛に適切なものがない場合、別途、公的機関で用いられている歩掛で、国土交通省直轄工事の積算方法と矛盾しないもの（※）があれば、それも活用する。
 - ※例えば、自治体工事の歩掛を国が参考として示している場合などが候補として考えられる。
 - 国土交通省直轄工事での発注実績がなく**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅**については、**歩掛調査**を行う。
 - 国土交通省直轄工事等で用いられる歩掛の活用・戸建住宅の歩掛調査結果の活用のいずれも困難な職種（職種の中の一部の工事を含む）など、やむを得ない場合には、**以下の作成方法により基準を設定**する。

「適切な職種の公共工事設計労務単価×現場環境・作業内容等に照らして適正な歩掛」
- 施工条件等によって適正な歩掛は異なるため、**労務費の基準を公表する際、基準の前提となっている歩掛・作業内容・適用条件等を明示**する。（個々の建設工事において、当該工事の施工条件・作業内容等に応じて、適正な歩掛となるよう契約当事者間で補正を行う。）

(2) 「労務費の基準」の作成単位

- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、一つの工種（作業）については一つの標準的な規格・仕様（※）についてのみ労務費の基準を作成する**ものとする。
 - ※例えば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高3.5～4.0m程度」、「ラーメン構造階高2.8m程度」等の規格・仕様ごとに分かれるが、そういった違いは契約当事者間で補正を行う。
- その上で、建築と土木を区別するか、工種（作業）をどの程度区別するか等は、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討し決定**する。
- 技能者の経験・技能に応じた適正な水準の労務費の確保については、基準そのものをCCUSレベル別に作成するのではなく、特殊な技能が必要な場合等においては、別途、個々の建設工事において労務費を上乗せすること等により適正な水準を確保する。

(3) 「労務費の基準」の改定

- 個々の請負契約時において受注者側による適切な見積りがなされるよう促すことを前提として、**更新については、公共工事設計労務単価や基準の前提となる歩掛の改定と連動して、随時（年1回程度）とすることを基本とする。**

鉄筋工事における労務費の基準(案):東京都の例

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のもの
であり、現段階のイメージとしてお示しするもの

工事の種類		鉄筋工事(建築)			
標準的な規格・仕様		鉄筋加工・組立			
条件	(構造)	RCラーメン構造			
	(階高)	階高3.5~4.0m程度			
	(形状)	形状単純			
労務費の基準(素案)		71,472(円/t)			
内訳	職種	施工単位当り歩掛(人・日/t) (暫定値)	人日当り歩掛(t/人・日)	設計労務単価 (円/人・日)	歩掛× 設計労務単価 (円/t)
			鉄筋工		
	普通作業員	0.38(0.21 [※])	2.63(4.76 [※])	26,800	10,184.00

**【注】本基準(案)は東京都の場合で計算。
実際の基準は都道府県別に作成予定。**

(補足事項)
 ※一鉄筋工及び普通作業員の歩掛りの括弧 () 内の数値は、工場加工相当分の内訳を示す。
 ※一般的な適用条件は、「一般事項」による。
 ※当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討・確認している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
 労務歩掛：官庁営繕部において実施した労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果（暫定値）による
 （補足）当該歩掛については、公共建築工事積算基準類への反映に向けて検討中（※括弧内は工場加工相当分を示す）
 （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）

【代表的な歩掛の作業内容】
 建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番

- 【条件】
- ・適用できる条件は以下の通り
 - 構造：RCラーメン構造
 - 階高：3.5~4.0m程度
 - 形状：単純
 - 対応する鉄筋径：D10以上D32以下
 - ・太物・細物鉄筋の構成比：鉄筋加工組立における太物及び細物鉄筋は、標準的な構成比とする
 - ・揚重機の機械経費は含まない。
 - ・鉄筋の運搬費は含まない。

- 【留意点】
- ・主な作業内容として事務所、庁舎等の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 - *加工組立（工場加工、現場組立（スペーサー取付、圧接合番、点検後手直し、コンクリート打設時合番を含む））
 - *荷揚げ（揚重機への積込み、積下ろし時間）
 - *場内小運搬（水平小運搬）（場外の運搬は除く）
 - *持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）
 - *発生材処理（指定場所への集積）
 - *発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
 - *足場は含まない
 - *その他（鉄筋材の検収、管理、養生、片付け・清掃など）
 - ・揚重機（クレーン）の作業範囲は鉄筋工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。
 - ・本表の数字は、鉄筋工事（建築）に係るものである。鉄筋工事（土木）の労務費については、本表の数字を基に、個別に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

工期に関する基準 改正の概要 (令和6年3月)

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、**契約変更**でも必要。

・**受発注者間のパートナーシップ構築**が各々の事業継続上重要。

・受注者は、**契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出**するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意**する。

・発注者※は、受注者から、**時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積り**が提出された場合、**内容を確認し、尊重**する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

(1) 自然要因	(6) 関係者との調整
(2) 休日・法定外労働時間	(7) 行政への申請
(3) イベント	(8) 労働・安全衛生
(4) 制約条件	(9) 工期変更
(5) 契約方式	(10) その他

・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。

・十分な**工期確保**や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

(1) **準備** (2) 施工 (3) 後片付け

・**会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間**も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第4章 分野別に考慮すべき事項

(1) 住宅・不動産 (2) 鉄道 (3) 電力 (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について
(優良事例集)

・**資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要**。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・各業界団体の取組事例等を更新。

2. 建設業法における技術者制度

建設業法における技術者制度の概要 (1/2)

建設業法 第2章 建設業の許可

① 営業所技術者、特定営業所技術者の設置等 (法第7条、第15条)【旧: 営業所専任技術者】

- ・建設業許可の要件となっている技術者。
- ・一般建設業許可業者が配置すべき者を「営業所技術者」、特定建設業者が配置すべき者を「特定営業所技術者」と呼称する。
- ・建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事すること(専任)が求められる。
- ・技術者に求められる資格等の要件は、②または③と同じ。

建設業法 第4章 施工技術の確保

② 主任技術者の設置等 (法第26条)

- ・建設業者が、その請け負った建設工事を施工するときに、工事現場の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。
- ・工事内容・請負金額に応じて、原則として現場に「専任」であることが求められる。

③ 監理技術者の設置等 (法第26条の3～4)

- ・建設業者が、一定以上の下請契約を締結して建設工事を施工するときに、②に代わって工事現場の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。
- ・多くの場合、原則として現場に「専任」であることが求められる。

建設業法における技術者制度の概要 (2/2)

③ 専門技術者の設置等 (法第26条第2項)

- ・一式工事の内容である専門工事を自ら施工する場合及び附帯工事を自ら施工する場合、専門工事又は附帯工事の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。
- ・技術者に求められる資格等の要件は、②と同じ。

④ 監理技術者講習 (第26条第5項、第26条の5～22)

⑤ 監理技術者資格者証 (第26条第5～6項、第27条の18～21)

⑥ 技術検定 (第27条～第27条の17)



※「技術者」と「技能労働者」(現場で実際の作業に従事するいわゆる「職人」といわれる方々)を混同しないよう注意が必要。なお、建設業法上、技能労働者については明確に規定されていない。

監理技術者及び主任技術者の配置と役割・職務

- 建設業者は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置が必要（建設業法26条1項・2項）
- 主任技術者及び監理技術者は、**工事現場における建設工事を適正に実施**するため、当該建設工事の**施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理**及び当該建設工事の**施工に従事する者の技術上の指導監督**の職務を誠実に行わなければならない。（法26条の4第1項）
- 工事現場における建設工事の**施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。**（建設業法26条の4第2項）

主任技術者及び監理技術者の職務（監理技術者制度運用マニュアル）

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者（専ら複数工種のマネジメント）
役割	● 請け負った建設工事全体の統括的施工管理	● 請け負った範囲の建設工事の施工管理	● 請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ● 下請の作成した施工要領書等の確認 ● 設計変更等に応じた施工計画書等の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ● 元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ● 元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ● 請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ● 下請の作成した施工要領書等の確認 ● 設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 請け負った建設工事全体の進捗確認 ● 下請間の工程調整 ● 工程会議等の開催、参加、巡回 	<ul style="list-style-type: none"> ● 請け負った範囲の建設工事の進捗よく確認 ● 工程会議等への参加※ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 請け負った範囲の建設工事の進捗よく確認 ● 下請間の工程調整 ● 工程会議等への参加※、巡回
品質管理	● 請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ● 元請（上位下請）への施工報告 	● 請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ● 現場作業に係る実地の総括的技術指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ● 現場作業に係る実地の技術指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ● 請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

(参考)建設業法における技術者制度の概要(まとめ)

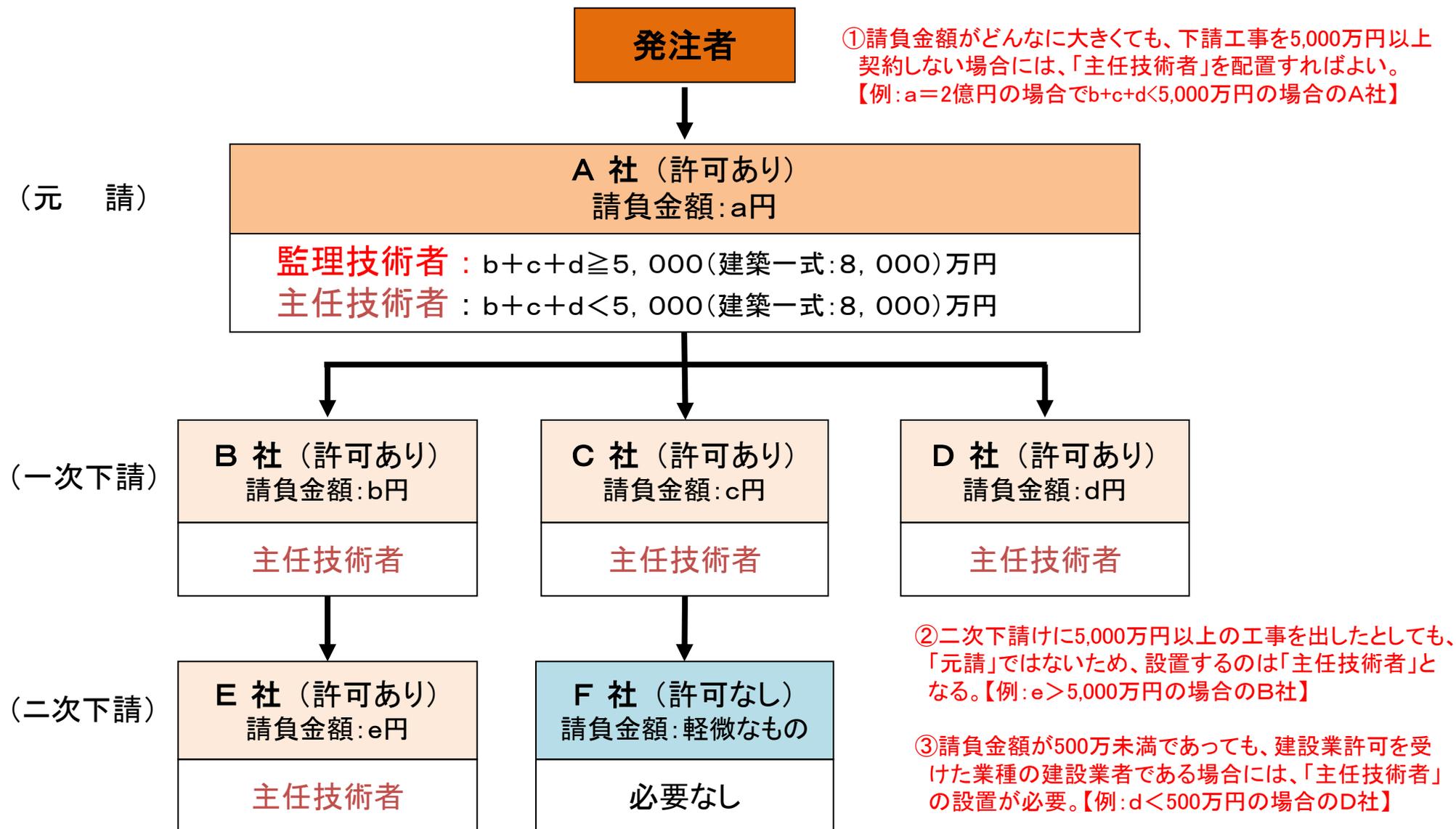
R7.2に金額が改定されたので注意

許可を受けている業種		指定建設業 (土木、建築、管、造園、鋼構造物、舗装、電気)		その他(指定建設業以外の22業種)	
業許可	許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	対象工事	下請 5,000万円 ※1 以上の元請工事	左記以外の工事	下請 5,000万円 ※1 以上の元請工事	左記以外の工事
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	工事現場における技術者の専任※2	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、 請負金額が 4,500万円 (建築一式の場合は 9,000万円)以上で必要(一部兼務を認める規定あり)			
	監理技術者資格者証の必要性	専任の監理技術者のときに必要	必要ない	専任の監理技術者のときに必要	必要ない
	講習の必要性	専任の監理技術者のときに必要	必要ない	専任の監理技術者のときに必要	必要ない

※1 建築一式工事の場合は**8,000万円**以上

※2 以下の期間については専任は要しない(監理技術者制度運用マニュアル「三 監理技術者等の工事現場における専任 (3)監理技術者等の専任期間」より)

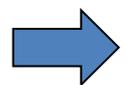
- ①現場施工に着手するまでの期間や検査終了後の後片づけ等のみが残っている期間
- ②用地確保未了、自然災害、文化財調査等により工事が全面的に中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作のみが行われている期間



建設業者と監理技術者等との関係

○技術者と建設業者との関係について

建設業者が請け負った建設工事を施工するとき、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者を設置する必要がある。



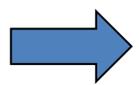
建設業者と技術者の間には「**直接的かつ恒常的な雇用関係**」が必要とされている。
 (* 監理技術者制度運用マニュアルにおいて規定)

(理由) 建設業者が組織として有する能力と現場技術者の個人として有する能力が相まって発揮されることによりはじめて発注者から託された責任を果たすことができる。

直接的雇用関係: 技術者とその所属建設業者との間に第三者が介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在すること

恒常的雇用関係: 一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること

* 直接的かつ恒常的雇用関係については、監理技術者資格者証、健康保険被保険者証の所属企業や交付年月日等により確認する。



上記の雇用関係を満足していない技術者を配置した場合には、技術者を配置していないのと同じと判断される。

なお、国、地方公共団体等が発注する**公共工事の現場**において、**発注者から直接請け負う建設業者の「専任」の技術者**については、入札の申込のあった日以前に**3ヶ月以上**の雇用関係にあることが必要。

○企業集団制度における技術者と建設業者との関係について

「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(令和6年3月26日付け国不建技第291号)

親会社と連結子会社、連結子会社間の在籍出向者(出向後3ヶ月以上の者)は監理技術者等に配置可能

【背景等】

- 建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、それぞれが所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされている。
- 一方で、その特例として、一定の企業集団においては、親会社及びその連結子会社の間の出向社員を 直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱ってきたところ。
- 今般、企業集団内における出向社員の取扱いの更なる合理化を図るため、新たに企業集団内の出向社員に係る取扱いを定めた(本通知1.)ところ。
- なお、合理化にあたって、旧通知の内容に比して親会社と連結子会社間の出向社員に関して一定の要件(一部の場合、出向後3ヶ月以降配置可)を設定していることを踏まえ、旧通知※における取扱いについても一部改正し継続するものとする(本通知2.)。
- 本通知の適用は、令和6年4月1日以降。(旧通知※は廃止)

※「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号)

3. 技術者の専任とは

監理技術者等の専任要件

○監理技術者等は重要な工事(公共性のある又は多数の者が利用する施設等のうち、請負金額が**4,500万円**以上(建築一式工事の場合は、**9,000万円**以上)の場合)において専任配置が必要(一部兼務を認める規定あり)

R7.2に金額が改定されたので注意

<現状の専任要件>

公共性のある 又は 多数の者が利用する施設等

個人住宅を除くほとんどが該当

国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事(政令第27条第1項第1号)

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事
(政令第27条第1項第2号)

- ・鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等
(政令第15条第1号)

- ・発送電施設、ガス事業用施設(政令第15条第3号)

次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
(政令第27条第1項第3号)

- ・石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔

民間工事も該当します！

建設工事で工事一件の請負代金の額が
四千五百万円(建築一式工事 **九千万円**)以上

監理技術者等の専任配置

○監理(主任)技術者の専任制については、建設業法第26条第3項において規定

○法第26条第3項

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、(中略) 工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

○その制度運用については、『監理技術者制度運用マニュアル』において規定

専任 = 他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

○現場専任制度については、元請、下請けに関係なく適用となる。

○**専任の監理技術者**については、①監理技術者資格者証の交付を受け、②監理技術者講習を受講していることが求められる。

○専任の監理技術者・主任技術者であっても、一定の要件を満たす場合に兼務できることがある。

◎用語の使い方の違い

営業所技術者等の「専任」 ⇒「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事していることが必要。

現場配置「専任」技術者 ⇒「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること。

* 営業所技術者等については、一定の要件に合致する場合には、現場技術者(主任技術者・監理技術者)の職務を兼務することができる。

専任が必要な工事の専任期間について(1/2)

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること。

専任 = 必ずしも**常駐**(常時継続的に当該工事現場に**滞在していること**)を必要としているものではない

- 技術研鑽のための
研修、講習、試験等への参加
- **休暇**の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系、その他合理的な理由で**短期間(1~2日程度)**工事現場を離れること

適切な施工ができる体制が確保

差し支えない

- 左記期間を超えて現場を離れる場合
- 終日現場を離れている状況が**週の稼働日の半数以上**の場合
- **周期的に**現場を離れる場合

- ① 適切な施工ができる体制を確保
- ② ①について元請の**監理技術者等**の場合は発注者、下請の**主任技術者**の場合は元請又は上位の下請の**了解**を得ている。

差し支えない

基本

専任期間 = 契約工期

例外

- ① 現場施工に着手するまでの期間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間（用地未確保、自然災害等）
- ③ 工事完成後の期間
- ④ 工場製作のみが行われている期間

条件

発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確化していること。

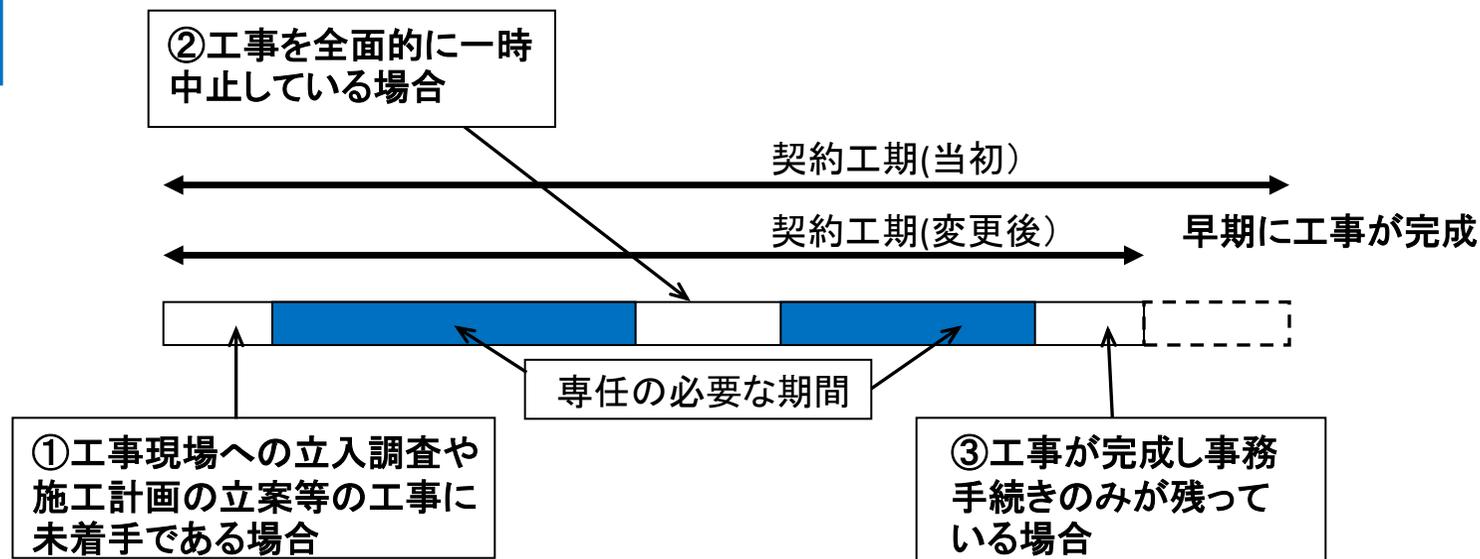
契約工期中であっても専任を要しない

監理技術者等の専任期間

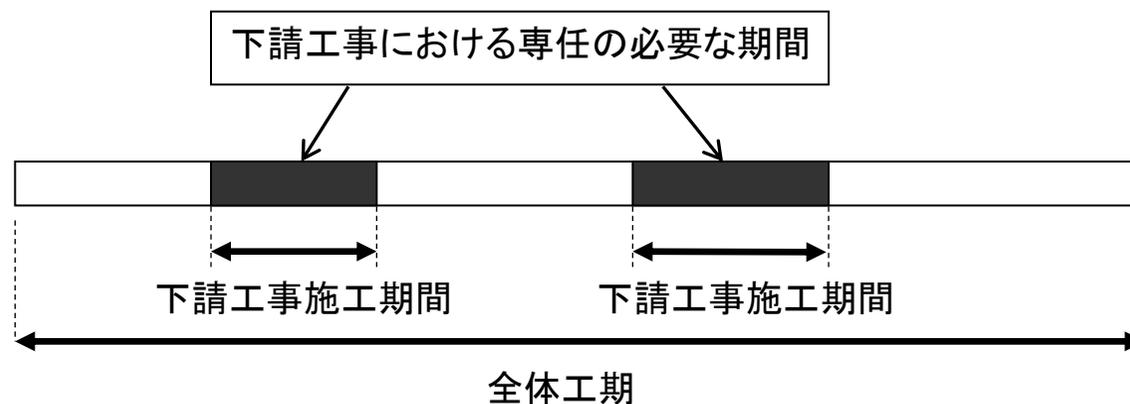
○専任で設置すべき期間

発注者から直接請け負った建設業者が、監理技術者等を専任で配置すべき期間は契約工期が基本であるが、以下の場合については、発注者と建設業者の間で書面により明確になっている場合は専任を要しない。

元請



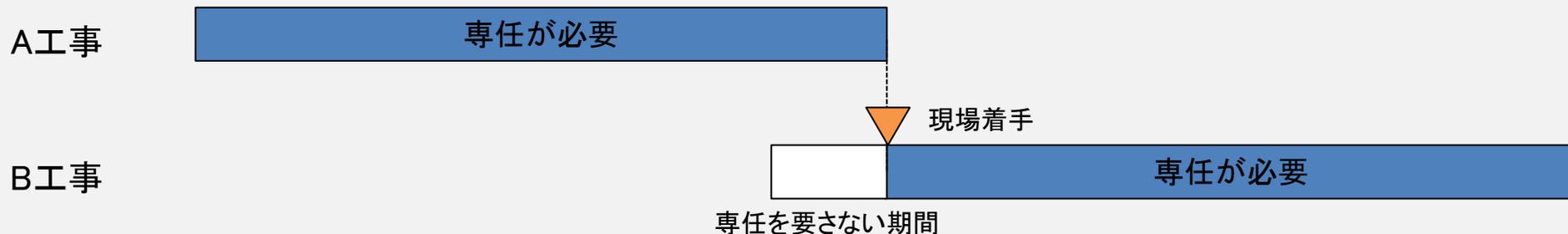
下請



監理技術者等の配置期間の重複

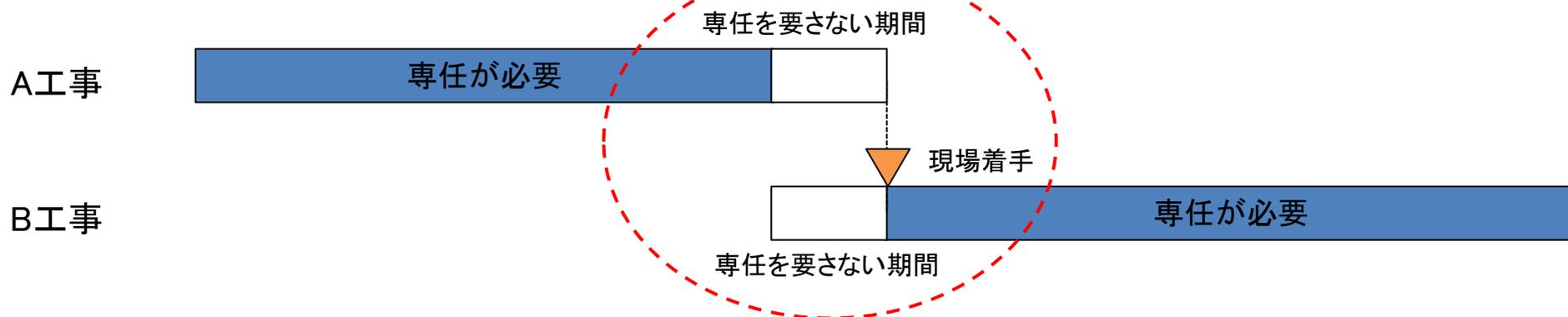
○注意すべき事項（従来の工事契約の場合）

現場着手までは専任を求めないという規定を活用した場合・・・



⇒B工事だけで考えれば、一見、問題がなさそうに見えるが、**A工事において「専任」がかかっている**ため、当該技術者については、**B工事に技術者として配置されたことが確認された時点で「専任義務違反」となる。**

↓ OKになるためには以下のような状況にあることが必要



なお、フレックス工期・余裕工期の場合は着手前は工期と見なさないなので技術者の配置は不要

途中交代について

○交代の条件について注文者と合意した上で、交代が可能

※一般的な交代の条件例(これに限定されるものではない)

- ・監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ・受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ・工場から現地へ工事の現場が移行する場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合

- ▶ 公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請けの監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべき

<途中交代に関する留意事項等>

- 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、途中交代については、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある。
- 交代の条件の具体的な内容について、書面その他の方法により受発注者により合意する必要がある。
- 交代の時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる必要がある。
- 発注者からの求めに応じ、元請けが工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等からの支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要。

4. 専任配置の特例

法26条第3項第1号(専任特例1号)

対象: **主任技術者、監理技術者**

要件:

- ①請負額: 1億円未満(建築一式は2億円未満)
- ②工事現場間の距離: 1日の勤務時間で巡回可能かつ移動距離片道概ね2時間以内
- ③下請数: 注文者となった下請契約から数えて3次
- ④連絡等必要な措置: 連絡員設置(土木一式、建築一式は、同種工事の実務経験1年以上)
- ⑤現場施工体制の確認: 情報通信技術を利用する方法による確認(CCUS、CCUSとAPI連携システム、同等)
- ⑥人員配置計画の作成、保存: 参考様式参照
- ⑦現場状況の確認: 映像、音声の送受信が可能、かつ、通話が可能なる情報通信機器の設置
- ⑧兼務: 2工事現場を超えてはならない

法26条第3項第2号(専任特例2号)

対象: **監理技術者**

要件:

- ①監理技術者補佐の設置:
 - ・工事現場ごとに専任で設置
 - ・請負った工事業種に係る主任技術者資格を有するもののうち一級の技術検定に合格したもの(一級施工管理技士補で請負工事の検定種別に限る)又は監理技術者(機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事は監理技術者に限る)
 - ②兼務: 2工事現場
 - ③兼務できる工事現場の範囲: 工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲
- ※発注者に説明し、理解を得ていることが望ましい。

令27条第2項

(建設工事の技術者の専任等に係る取扱い)

対象: **主任技術者**

要件:

- ①工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要するもの(相互調整: 資材の調達を一括する場合や、工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合を含む)
- ②工事現場の相互間隔が10km程度近接した場所にある
- ③同一の建設業者が施工

監理技術者制度運用マニュアル

(二以上の工事を同一の専任技術者が兼務できる場合(同一の工事としての取扱い))

対象: **監理技術者、主任技術者**

要件:

- ①同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約で、工期の重複する複数の請負契約に係る工事
- ②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物
- ③全ての注文者から同一の工事として取扱うことを書面で承諾を得る

法26条の三(特定専門工事業)

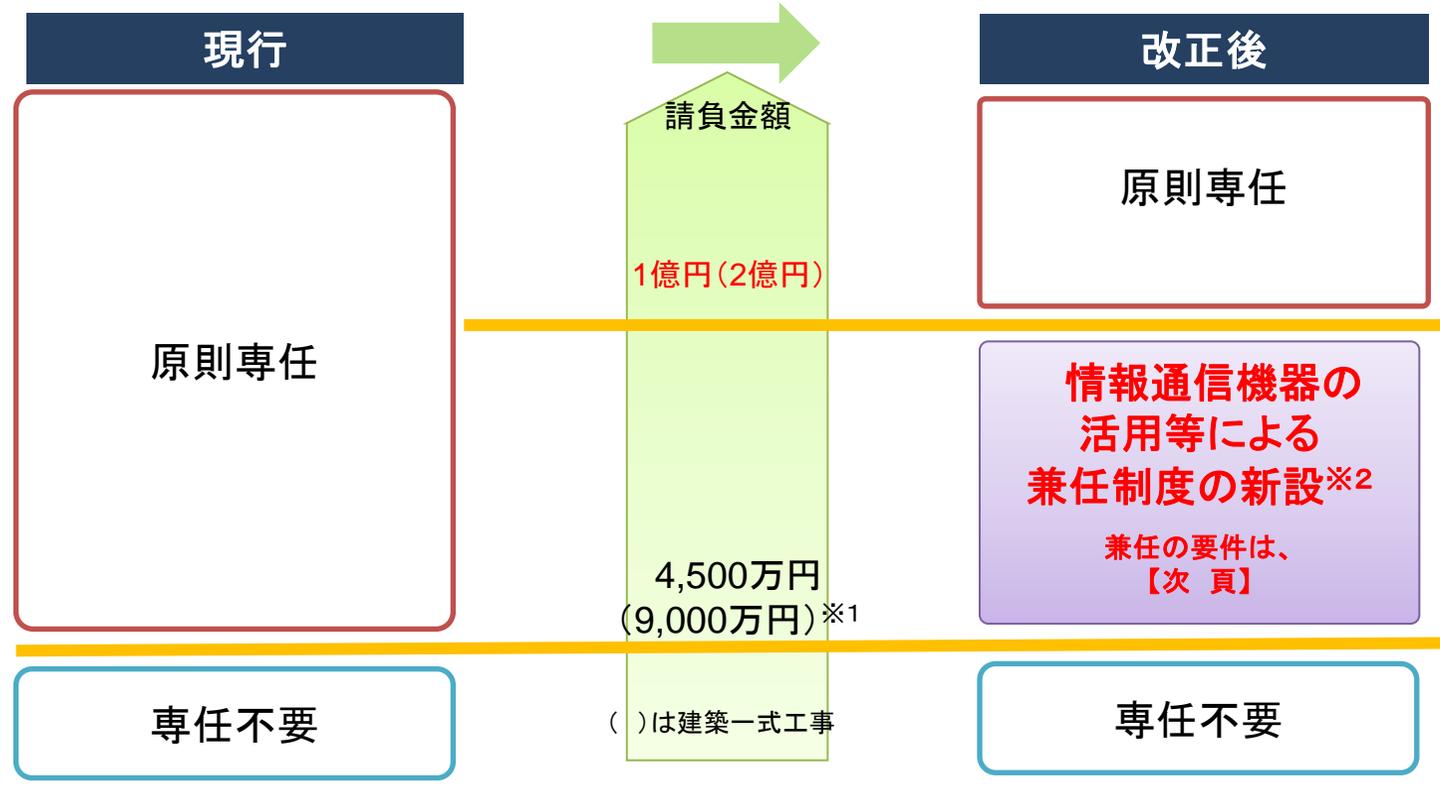
対象: **主任技術者**

要件:

- ①元請が下請の主任技術者を行うことを文書により合意
- ②対象: 鉄筋工事、型枠工事
- ③配置技術者:
 - ・当該特定専門工事と同一の種類建設工事に関し一年以上指導監督的な実務を有すること
 - ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。
- ④下請契約請負代金の額: 4, 500万円未満
- ⑤下請は再下請を行えない

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)

専任特例1号(監理技術者マニュアル<三(2)①>)



※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額を引き上げ(令和7年2月1日施行)
 ※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能
 補足: 上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

情報通信機器の活用等による兼任制度(兼任要件)

① 請負金額(政令)	1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
② 兼任現場数(政令)	工事現場の数は2を超えてはならない (専任特例2号(監理技術者マニュアル三(2)②))との兼務はできない)
③ 工事現場間の距離(省令)	1日の勤務時間内で巡回可能、かつ、災害、事故その他の事象が発生した場合において、他の工事現場との間の移動時間が概ね片道2時間程度
④ 下請次数(省令)	注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えないこと ※工事途中に下請次数が3を超えた場合は、専任特例が活用できず工事毎に専任配置が必要となる
⑤ 連絡員の配置(省令)	<ul style="list-style-type: none"> 連絡員は各工事に配置する必要がある。 土木一式工事又は建築一式工事の連絡員は、同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有するもの ※実務経験の考え方は、営業所技術者(主任技術者)の実務経験に係る考え方と同様 連絡員に当該工事現場への専任、常駐は求めない。 連絡員は直接的・恒常的雇用関係は必要ないが、最終的な責任は請負会社が負う。
⑥ 施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)	<ul style="list-style-type: none"> CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムが望ましい その他システムでも遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム
⑦ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)	<ul style="list-style-type: none"> 人員計画を作成し、工事現場毎に備え置くこと。 保存期間は、規則28条の帳簿と同じ期間、同じ営業所で保管
⑧ 現場状況を確認するための情報通信機器の設置	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔の現場との必要な映像、音声のやりとりができれば、一般的なスマホ、タブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。 山間部等通信不能の場合は本制度は利用できない。

人員計画は、「人員の配置を示す計画書(参考様式)」を参考に作成ください。

https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851310.xlsx&ved=2ahUKEwj3oYf29seMAXv5rlyBHZsjOBUQFnoECAkQAQ&usq=AOvVaw0TkGqqLh5Lf8HcVXM7uZAp

省令^{第17条}の2又は17条の3に基づく人員の配置を示す計画書

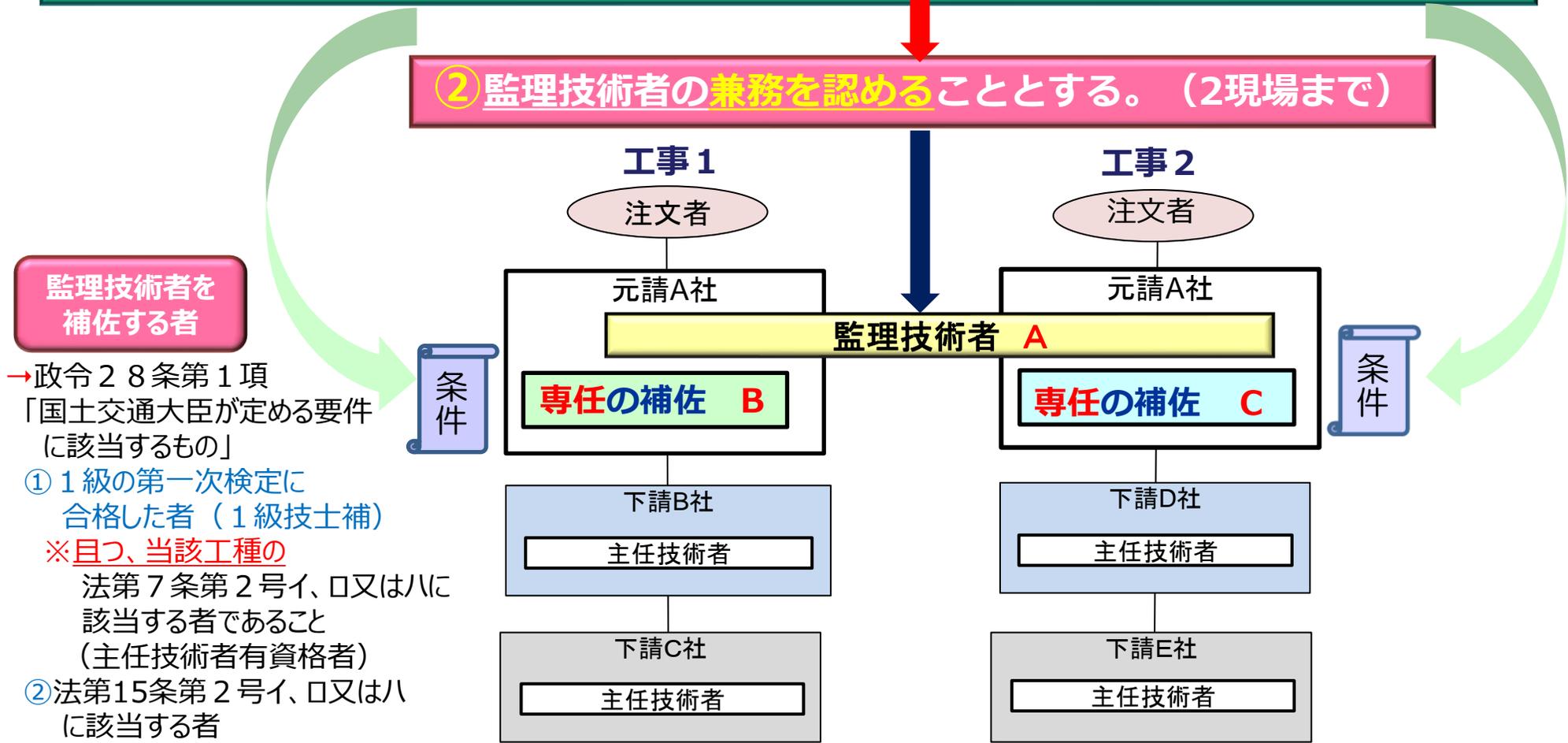
対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
建設業者	名称【イ】 所在地【ロ】
主任技術者又は監理技術者(営繕技術者又は種別別監理技術者)	氏名【ハ】 所属営業所名【ニ】 一日平均の法定外労働時間【ヒ】
見込み時間	実績時間
建設工事1	工事名称【イ】 工事現場所在地【ロ】 契約締結営業所【ハ】 建設工事の内容【ニ】 請負代金の額【ホ】 移動時間【ヘ】 下請次数【ヘ】 工事現場の施工体制の確認方法【ヘ】 情報通信機器【ヘ】
連絡員【ロ】	氏名 所属会社 業務の経験 工事名称 期間 年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月 合計 年 月
建設工事2	工事名称【イ】 所在地【ロ】 建設工事の内容【ニ】 請負代金の額【ホ】 移動時間【ヘ】 下請次数【ヘ】 工事現場の施工体制の確認方法【ヘ】 情報通信機器【ヘ】
連絡員【ロ】	氏名 所属会社 業務の経験 工事名称 期間 年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月 合計 年 月

※1: 建設業法施行規則 附則24(労働者全数(4号))
 ※2: 省令(17条の2第1項)又は(17条の3第1項)の定めによる場合、期間1

【監理技術者制度運用マニュアル三(2)②】

① 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者をそれぞれ専任で置いた場合

② 監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)



【兼務出来る工事現場の範囲】は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲

主任技術者の専任の特例(建設業法施行令 第27条第2項)

(施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

従前の取扱い (H25.2.5より実施)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

要件の緩和 (* 東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)

A地区
公営住宅
建築工事

同一の専任の
主任技術者



構造部材(木材)
を一括で調達

10km程度以内

B地区共同住宅建築工事

近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

【監理技術者制度運用マニュアル三(2)④】

原則

専任の主任技術者、監理技術者については大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められません。

例外

①②③
全て満た
す場合

- ① 同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ② それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること
- ③ 全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること

一つの工事現場とみなして同一の監理技術者等が管理することができる

○専任特例1号、専任特例2号、令27条第2項を併用することは可能。

特定専門工事の主任技術者“配置”緩和(法第26条の三)

対象とする工事

特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある、以下の工事とする。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

下請契約の請負代金の額

主任技術者の専任義務が4500万円以上となっていることを踏まえ4,500万円未満とする

手続

工事を注文する者(一次下請A社)と工事を請け負う者(二次下請B、D、E社)が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。

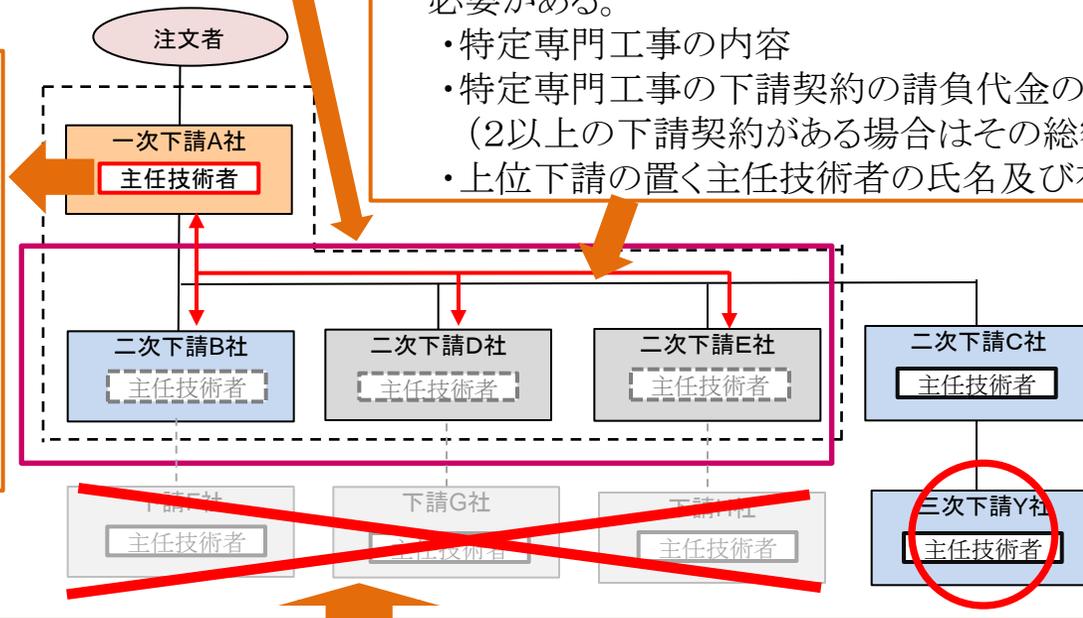
この際、一次下請A社は注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・特定専門工事の下請契約の請負代金の額(2以上の下請契約がある場合はその総額)
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名及び有する資格

配置される主任技術者の要件

上位下請(一次下請A社)の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。



再下請の禁止

主任技術者を置かないこととした下請負人(二次下請B、D、E社)は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※ 主任技術者を置いている(制度を利用していない)下請は再下請可能

5. 営業所技術者等の特例

○営業所毎に専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)に関して、
 今般、生産性向上に資するため、**情報通信機器を活用する等**の一定の要件に合致する専任工事について、**営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施** (建設業法第26条の5)

営業所

技術者

・営業所に専任で置かれる技術者は、営業所における請負契約の締結・履行の業務を管理 (第7条、第15条)

改正後

<特定建設業の場合>

営業所

特定営業所技術者

兼務可

専任工事

監理技術者
or
主任技術者

兼任の要件は、
【次頁】

<一般建設業の場合>

営業所

営業所技術者

兼務可

専任工事

主任技術者

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書(現場技術者の兼務：専任特例1号及び2号)を併用することは不可

情報通信機器の活用等による兼任制度(兼任要件)

① 請負契約	当該営業所において締結された工事であること
② 請負金額(政令)	1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
③ 兼任現場数(政令)	1工事現場
④ 営業所と現場間の距離(省令)	1日の勤務時間内で巡回可能、かつ、災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所と工事現場との間の移動時間が概ね片道2時間以内
⑤ 下請次数(省令)	注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えないこと ※工事途中に下請次数が3を超えた場合は、専任特例が活用できず工事毎に専任配置が必要となる
⑥ 連絡員の配置(省令)	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員は各工事に配置する必要がある。 ・土木一式工事又は建築一式工事の連絡員は、同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有するもの ※実務経験の考え方は、営業所技術者(主任技術者)の実務経験に係る考え方と同様 ・連絡員に当該工事現場への専任、常駐は求めない。 ・連絡員は直接的・恒常的雇用関係は必要ないが、最終的な責任は請負会社が負う。
⑦ 施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)	<ul style="list-style-type: none"> ・CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムが望ましい ・その他システムでも遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム
⑧ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)	<ul style="list-style-type: none"> ・人員計画を作成し、工事現場毎に備え置くこと。 ・保存期間は、規則28条の帳簿と同じ期間、同じ営業所で保管
⑨ 現場状況を確認するための情報通信機器の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔の現場との必要な映像、音声のやりとりができれば、一般的なスマホ、タブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。 ・山間部等通信不能の場合は本制度は利用できない。

人員計画は、「人員の配置を示す計画書(参考様式)」を参考に作成ください。

https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851310.xlsx&ved=2ahUKEwj3oYf29seMAXV5r1YBHZsjOBUQFnoECAkQAQ&usq=AOvVaw0TkGqqlh5L8HcVXM7uZAp

省令^{第17条}の2又は17条の3に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
建設業者	名称 [a ¹] 所在地 [a ²]
主任技術者又は監理技術者(建設現場監督又は建築現場監督)	氏名 [a] 所属営業所名 [a] 一日平均の法定外労働時間 [b] 見込み時間 実績時間
建設工事1	工事名称 [b] 工事現場所在地 [c] 契約締結営業所 [c] 建設工事の内容 [d] 請負代金の額 [e] 移動時間 [f] 下請次数 [g] 工事現場の施工体制の確認方法 [h] 情報通信機器 [h]
連絡員 [b]	氏名 所属会社 実務の経験 工事名称 期間 年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月 合計 年 月
建設工事2	工事名称 [b] 所在地 [c] 建設工事の内容 [d] 請負代金の額 [e] 移動時間 [f] 下請次数 [g] 工事現場の施工体制の確認方法 [h] 情報通信機器 [h]
連絡員 [b]	氏名 所属会社 実務の経験 工事名称 期間 年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月 合計 年 月

注1: 建設現場監督(規則24条第4号第1項)の職に就く者
注2: 注1の2の職に就く者(規則26条第1項)の職に就く者(規則26条第1項)

(注) 営業所技術者等がおかれている営業所の請負契約であること
営業所技術者等が直接的かつ恒常的な雇用契約であること